

裁 決 書

5 文芸第 694 号

審査請求人

住所 愛知県名古屋市中区丸の内 2 - 7 -
19 丸の内タナカビル 5 階

氏名 田中 智之

処分庁 愛知県知事

審査請求人が令和 5 年 6 月 16 日付けで提起した令和 5 年 6 月 9 日付け 5 文芸第 277-2 号の行政文書一部開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 5 年 4 月 30 日付けで愛知県知事に対し、愛知県情報公開条例（令和 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、開示請求を行った。
- 2 愛知県知事は、令和 5 年 6 月 9 日付けで審査請求人に対し、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、行政文書一部開示決定（5 文芸第 277-2 号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、令和 5 年 6 月 16 日付けで愛知県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求に係る処分を取消し、対象文書を「『あいちトリエンナーレ 2019』への参加について（依頼）」と訂正の上、同文書（『あいちトリエンナーレ 2019』への参加について（依頼）」を開示せよ。

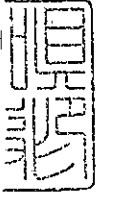
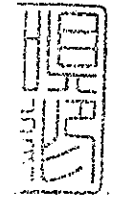
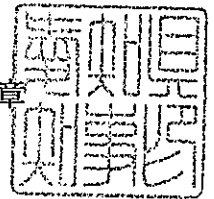
理 由

本件処分は、「令和元年5月8日、表現の不自由展・その後実行委員会（以下「委員会」と略す）が署名押印しあいちトリエンナーレ事務局に交付した『あいちトリエンナーレ 2019』への参加について（依頼）」と題する文書の開示を求める請求に対して、条例第11条第1項の規定により、「あいちトリエンナーレ 2019」参加同意書」を対象文書として行った一部開示決定であるところ、処分庁は、令和5年7月14日5文芸第277-4号行政文書一部開示決定通知書により、本件処分を取り消して、「あいちトリエンナーレ 2019」への参加について（依頼）」を対象文書として一部開示することとし、審査請求人に通知した。そのため、本件処分の効力は消滅した。

よって、本件審査請求については審査請求の利益がなく不適法であるから、行政不服審査法（令和26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年7月28日

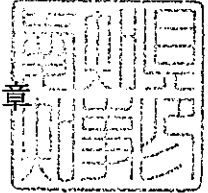
愛知県知事 大村 秀 章



以上は謄本であることを証明します。

令和5年7月28日

愛知県知事 大村 秀章



この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、本件審査請求手続で取消しを求めた処分（以下「原処分」といいます。）が違法であるとの理由で、この裁決の取消しを求めることはできません。

なお、原処分の違法を理由とする場合は、上記の期間内に、愛知県を被告として、原処分の取消しの訴えを提起することができます。

